

長崎大学先端物質科学研究ユニット所有機器の依頼測定に関する利用規定

(規定の適用)

第 1 条 先端物質科学研究ユニット（以下「研究ユニット」という。）が所有する機器を利用する依頼測定に関しては、本規定に基づき取り扱う。

(利用申請者)

第 2 条 研究ユニット機器共有システム利用規程の第 3 条に定める者が申請できる。

(利用申請)

第 3 条 測定依頼は、研究ユニット測定依頼書（別紙様式第 1 号）により行うものとする。

(受入許可)

第 4 条 依頼測定は、次の各号に掲げるすべての要件を満たした場合に受け入れることができるものとする。

- 1 利用したい機器の管理者が受け入れ可能と判断したもので、かつ、利用打ち合わせにより測定可能であると判断したものであること。
- 2 測定を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、原則として当該測定に立ち会うこと。
- 3 測定を行うために提出された試料等（以下「試料等」という。）の搬入及び搬出は、すべて依頼が行うこと。

(使用)

第 5 条 機器の操作は、原則、機器の操作に習熟し、かつ、測定操作を担当することが可能な本学の教員又は技術職員が行う。ただし、依頼者が次の各号に掲げるすべての要件を満たした場合に本学の機器等を使用することができるものとする。

- 1 機器の操作に習熟し、かつ、測定操作を担当することが可能な本学の教員又は技術職員による指導・立会いの下で、本学の機器等を使用すること。
- 2 研究ユニットの職員による機器操作の指導を受け、機器の利用を許可された者であること。

(責任)

第 6 条 次の各号に掲げる場合は、依頼者の受ける損害に対して研究ユニットは、その責任を負わないものとする。

- 1 やむを得ない事由によって試験等を中止したことにより損害が生じたとき。
- 2 試料等に損害が生じたとき。
- 3 前条の場合において、依頼者の責によって損害が生じたとき。

(秘密の保持等)

第7条 研究ユニット及び依頼者は、測定の実施で知り得た相手方の秘密、知的財産等を相手方の書面による同意なしに公開してはならないものとする。

2 測定で得られたデータを依頼者が公開する場合は、本学の承認なしに本学の名称（本学を特定することができる表現を含む。）を使用することはできないものとする。

(試験等の料金)

第8条 依頼者は、別表2に定める依頼測定料金を本学に納めなければならないものとする。

2 試験等の料金は、本学が発行する請求書により納めなければならないものとする。

3 試験等の料金は、前納とするものとする。

4 依頼者からの申し出により試験等を中止した場合は、試験等の料金は返還しない。ただし、研究ユニット長が特別の事情があると認めた場合には、その一部又は全部を返還することがある。

5 測定による収益の運用方法は、運営委員会で審議し、測定を受け入れた機器管理者と調整の上で別に定める。

(補則)

第9条 この運用方針に定めるもののほか、試験等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附則

この運用方針は、令和元年10月1日より施行する。